

奈良県告示第一号

奈良県監査委員条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十八号）第三条の規定により知事が指定する識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とするものは、次のとおりとした。

なお、令和五年四月奈良県告示第一号（識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とするものの指定）は、廃止する。

令和七年四月一日

奈良県知事 山下 真

識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とするもの

芝池 多津子